

平成 31 年 4 月 8 日

近畿管区行政評価局

健康保険被保険者資格証明書の早期交付のための周知について

- 日本年金機構近畿地域第一部及び第二部に対してあっせん -

総務省近畿管区行政評価局(局長:水上 保)では、「健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。))が交付されるまでの間、代わりに使用できる健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。))の制度どおりの早期交付の実施と少しでも早く交付してもらうための方法を教えてほしい。」という行政相談を受け付けました。

当局では、行政苦情救済推進会議(座長:藪野恒明 元大阪弁護士会会長)の意見を踏まえ、日本年金機構近畿地域第一部及び第二部に対しあっせんを行いました。

現 状 等

健康保険被保険者資格証明書

証明年月日 平成 年 月 日

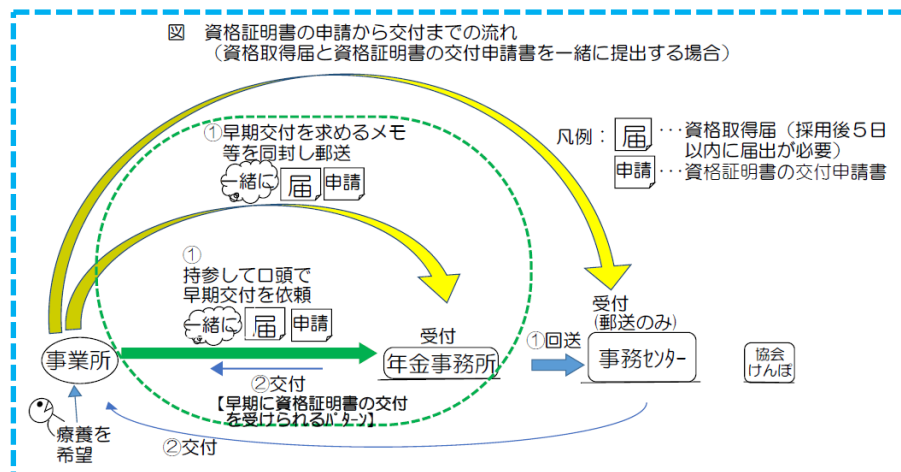
上記の被保険者(被扶養者)は、現に全国健康保険協会が管掌する健康保険の被保険者(被扶養者)の資格を有することを証明します。

日本年金機構理事長 印

年金 加入 者 番号	保 険 者 名 称	番 号
	所 在 地	

1 資格証明書等について

- 被保険者証の交付に要する期間は2週間から1か月(繁忙期)
- 資格証明書は、この間に療養を受ける必要があると認められたときに限り、被保険者証に代えて交付されるもの
- 早期に資格証明書の交付を受けるためには、年金事務所に対して、被保険者資格取得届(被扶養者(異動)届を含む。以下「資格取得届」という。)と資格証明書の交付申請書を一緒に提出(持参又は郵送)して早期交付を求める必要があり、この場合、即日交付されることもある。



- また、資格取得届の届出後に療養の必要が生じた場合は、別途、資格証明書の交付申請を行うこととなる。この場合、先ずは年金事務所に連絡して早期交付を求める必要がある。
- 年金事務所への提出方法は、持参、郵送ともに可能だが、年金事務所の数及び所在地からみると、都市部以外の事業所やその従業員にとって持参することは相当な負担であるものと考えられる。

2 資格証明書の早期交付の周知について

- 日本年金機構は、ホームページにおいて資格取得届と資格証明書交付申請書を一緒に提出することにより早期交付となる旨を記載しているが、郵送の場合にはメモ等の同封により早期交付を求めることが必要である旨が示されていない。また、資格取得届の届出後に資格証明書の交付を申請した場合に早期交付を求める方法は示されていない。

あっせんの内容

【早期に交付を受けるための方法と年金事務所への持参が困難な事業所に対する提出方法等の周知】

資格証明書の交付申請について、当該交付に要する期間は、提出先や提出方法により差異が生じるため、申請者が資格証明書の交付申請に際して、療養の時期などを勘案し、提出先や提出方法を選択できるよう、例えば、チラシの配布、年金事務所の窓口への掲出、事業者への説明会などの方法により、次の事項を周知すること。

- ① 早期の療養が必要な場合、年金事務所に対して、資格取得届及び資格証明書交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）し、早期交付を求めることにより、早く交付を受けられること。

この場合、郵送については、早期交付を求める旨のメモや書面を同封することにより、持参の場合と同様に取り扱われること。

- ② 一方で、資格取得届の届出後に早期の療養の必要が生じた場合は、先ずは年金事務所に相談すること。

※ 詳細については、総務省近畿管区行政評価局ホームページに、本日（8日（月））14時を目途に掲載します。

＜ホームページ： <http://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>＞

※ 近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議とは、苦情の解決の促進等に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立った行政苦情救済の推進を図るものです。

まくみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（藤田）

電話：06-6941-8166

FAX：06-6941-8988

E-mail：knk32@soumu.go.jp

1 行政相談内容

健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）が交付されるまでの間、代わりとして使用できる健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付について、2人の相談者から①、②の対応を受けたとする申出があった。相談内容はいずれも、制度どおりの早期交付の実施及び少しでも早く交付してもらうための方法の教示を求めるものである。

- ① 療養に当たり、年金事務所にて資格証明書の申請を行おうとしたが、「すぐには交付できない。場合によっては被保険者証と同時期の交付になる。」と言われた。
- ② 事業所が従業員を採用した場合等に事業主が日本年金機構に提出する「被保険者資格取得届」（被扶養者（異動）届を含む。以下「資格取得届」という。）と資格証明書の交付申請書を一緒に大阪広域事務センターに郵送したが、資格証明書が届いたのは 14 日後だった。

（注）日本年金機構は、各種届書や申請書の処理を行う機関として全国に 16 の事務センターを設置。ここでの申請の受付は郵送によるもののみであり、窓口での対応は行っていない。

このうち、大阪広域事務センターは、1 府 4 県（大阪府、福井県、滋賀県、奈良県及び和歌山県）下の 34 年金事務所（分室を含む。）に係る資格取得届、資格証明書等の事務処理を行っている。

また、京都事務センター及び兵庫事務センターが、それぞれ京都府下及び兵庫県下の年金事務所の事務処理を行っている。

2 資格証明書の趣旨

資格証明書は、被保険者証が交付されるまでの間に療養を受ける必要があると認めたときに限り、被保険者証に代えて交付するものであり、これにより療養の給付を受けることが可能となる。

○健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）

（被保険者資格証明書）

第 50 条の 2 厚生労働大臣は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、この省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。

2 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、前項に規定する間、この省令に規定する被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。

3 被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。

3 メモや書面による早期交付の求めへの対応について

(1) 被保険者証及び資格証明書の申請から交付までの流れ

被保険者証の交付に要する期間は2週間から1か月（繁忙期）である（図1参照）。

資格証明書は、被保険者資格の取得確認を行った後でなければ交付できず、交付に要する期間は、提出先（年金事務所又は大阪広域事務センター）や提出方法（持参又は郵送）により差異がある。

早期に資格証明書の交付を受けるためには、年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）するとともに、持参する場合は口頭で、郵送の場合はメモ等を同封して早期交付を求める必要がある（図2参照）。

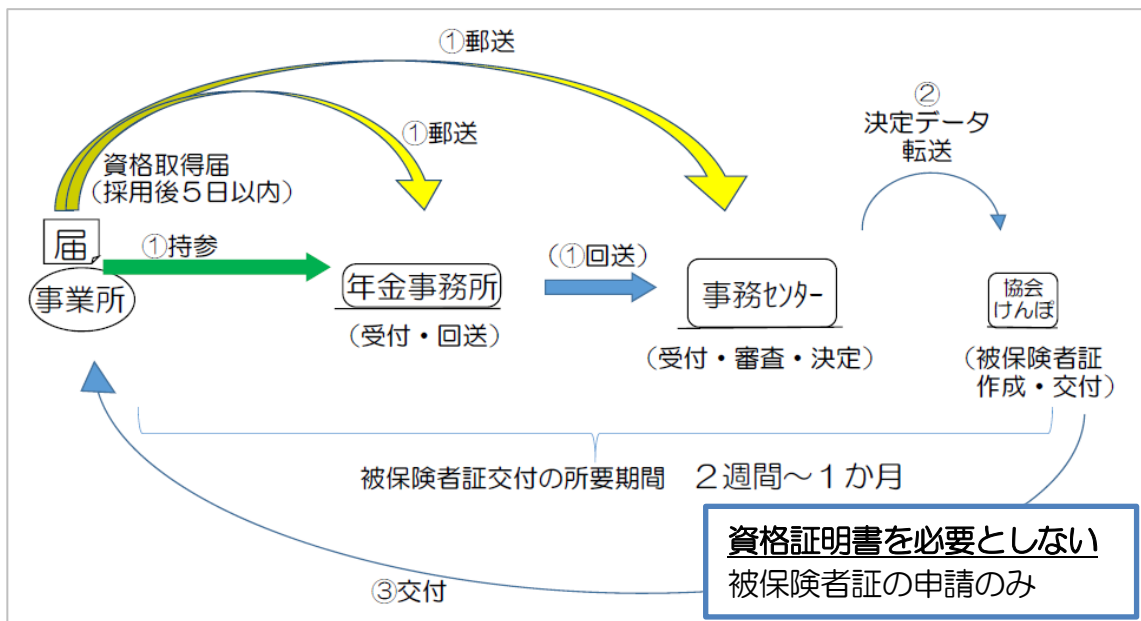
一方で、一緒に提出（持参又は郵送）したとしても求めがない場合、早期交付の処理は行われない（図3参照）。

また、資格取得届の届出後に、従業員から療養の希望があった場合は、先ずは年金事務所に早期交付を求めることにより、可能な限り求めに応じて処理がなされる（図4参照）。

ア 資格証明書を必要としない場合（直ちに療養を必要としない場合）

従業員採用後5日以内に資格取得届の届出が必要であり、被保険者証の交付に要する期間は繁忙期であれば2週間から1か月程度必要である。

図1 被保険者証の申請（資格取得届の届出）から交付までの流れ



①年金事務所に持参・郵送（受付後、事務センターに回送）

①事務センターに郵送

②決定データを協会けんぽに転送

③協会けんぽが被保険者証を交付

（注）本図は、当局が作成した。

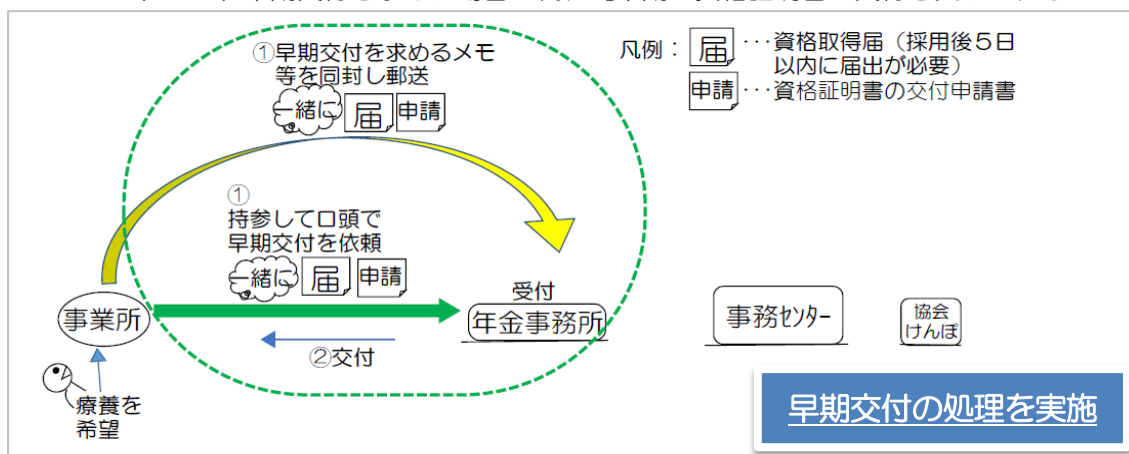
イ 資格取得届の届出前に、従業員から療養の希望があり、年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）した場合

(ア) 早期交付を求めた場合

①年金事務所に対して、持参の場合は口頭で、郵送の場合はメモ等を同封して早期交付を求めれば、②大阪広域事務センターに回送せずに年金事務所が自ら処理して交付する（所用日数〔H30.4 実績〕は、天王寺年金事務所、大手前年金事務所ともに1.4日/件）。

この方法によれば、即日交付されることもある。

図2 年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）し、かつ、早期交付を求めた場合の流れ【早期に資格証明書の交付を受けられるパターン】



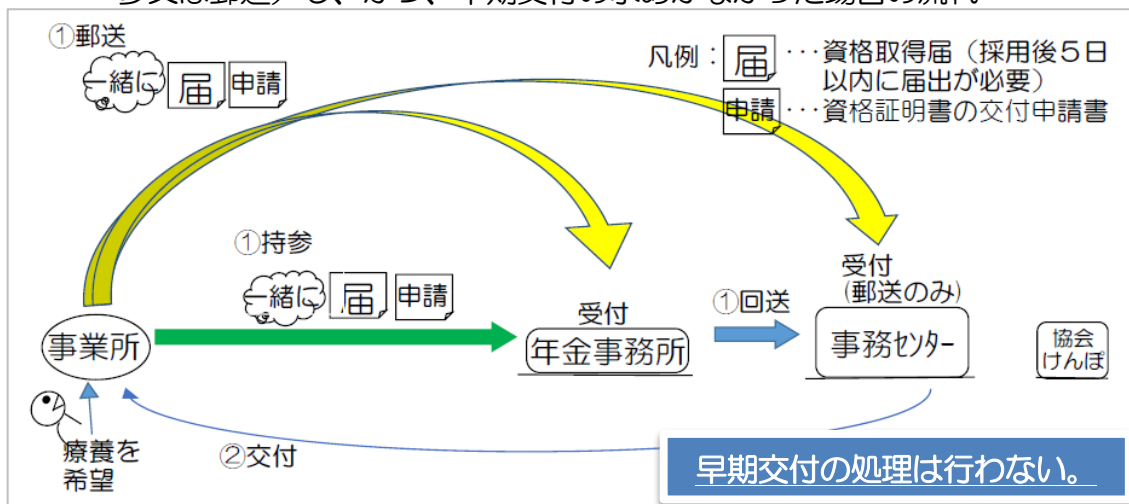
(注) 本図は、当局が作成した。

(イ) 早期交付の求めがなかった場合

①持参、郵送のいずれによる申請の場合も、年金事務所は早期交付の求めがないものとして大阪広域事務センターに回送し、②同事務センターが処理をして交付する。

また、大阪広域事務センターは、メモ等の同封又は年金事務所や申請者から別途電話で早期交付の求めがあった場合を除き、早期交付の処理は行わない（事務センター直接受付分の所用日数〔H30.4 実績〕は10.1日/件）。

図3 年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）し、かつ、早期交付の求めがなかった場合の流れ



(注) 本図は、当局が作成した。

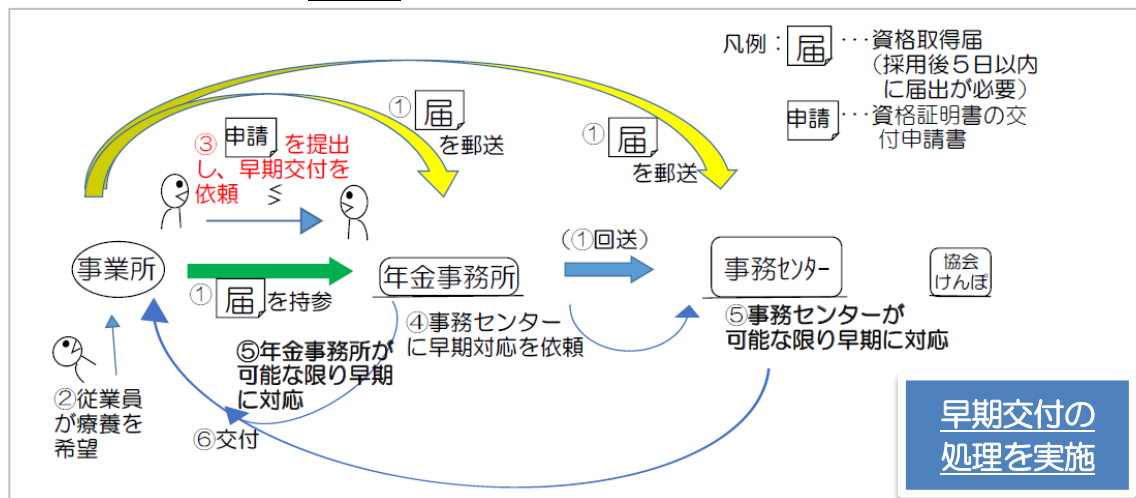
ウ 資格取得届の届出後に、従業員から療養の希望があった場合

資格取得届は、従業員採用後 5 日以内の届出が義務付けられており、この届出の時点で療養の予定がなければ、資格証明書の交付申請は一緒に行えず、療養の必要が生じた時点で別途資格証明書の交付申請を行うことになる。

このような状況が生じた場合は、先ずは年金事務所に連絡して早期交付を求めることが必要である。連絡を受けた年金事務所は、資格取得届の処理の進捗状況を確認の上で大阪広域事務センターに早期交付の対応を依頼し、同事務センターが可能な限り対応する取扱いである。

なお、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出(持参又は郵送)した場合で、早期交付の必要がなかった場合も同様である。

図4 資格取得届の届出後に、従業員から療養の希望があった場合の流れ



- ① 資格取得届を年金事務所に持参・郵送（受付後、事務センターに回送）
- ① 資格取得届を事務センターに郵送
- ② 従業員が療養を希望
- ③ 年金事務所に資格証明書の交付申請を行い、早期交付を依頼
- ④ 既に資格取得届が事務センターに回送されている場合は早期対応を依頼
- ⑤ 資格取得届の処理を行っているところが可能な限り早期に対応

（注）本図は、当局が作成した。

(2) 年金事務所及び大阪広域事務センターにおける資格証明書の交付件数及び所要日数

資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）した場合、年金事務所は、大阪広域事務センターに回送せずに自らが資格取得届の内容審査やデータを入力するなど、被保険者資格の取得確認に係る一連の処理を行うとともに、資格証明書の交付を行うため、1件当たりの所要日数は1.4日程度である。

一方、大阪広域事務センターは、求めがない限り早期交付の処理を行わないことから、1件当たりの所要日数は10.1日である。

表1 資格証明書の交付件数及び所要日数（H30.4実績）

（単位：件、日/件）

区 分		交付件数	所要日数	備 考
年金事務所	天王寺	25	1.4	図2 年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）し、かつ、早期交付を求めた場合
	大手前	217	1.4	
大阪広域事務センター		2,043	10.1	図3のうち、一緒に大阪広域事務センターに郵送し、かつ、早期交付の求めがなかった場合

（注）本表は、当局が作成した。

(3) 管内の年金事務所の配置状況

前述のとおり、現在、早期に資格証明書の交付を受けるためには、年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）する必要があり、その提出方法は持参、郵送とも可能だが、年金事務所の数及び所在状況からみると、都市部以外の事業所やその従業員にとって持参することは相当な負担であるものと考えられる。

当局の管内（2府5県）の年金事務所数は、次表のとおり、大阪府下は21事務所、兵庫県下は10事務所、京都府下は6事務所であるが、奈良、福井及び滋賀の各県下は各3事務所、和歌山県下は4事務所である。

表2 当局管内に所在する年金事務所数

（単位：年金事務所）

区 分	大阪府	福井県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県
事務所数	21	3	3	6	10	3	4

（注）本表は、当局が作成した。

また、大阪府、兵庫県及び京都府の各府県下の年金事務所の所在地は、次表のとおり、都市部以外には少ない状況である。

表3 年金事務所の所在

大阪府下	大阪市周辺に集中し、最も南に所在する年金事務所は貝塚年金事務所、最も北に所在する年金事務所は枚方年金事務所である。
------	---

京都府下	京都市内に5事務所が集中し、京都市外にあるのは府北部に所在する舞鶴年金事務所のみである。一方、南部については、京都市伏見区に所在する京都南年金事務所が最も南に位置する。
兵庫県下	兵庫県下は南部及び南東部沿岸に集中し、それ以外は県北部に所在する豊岡年金事務所のみである。

(注) 本表は、当局が作成した。

4 資格証明書の早期交付の周知状況

日本年金機構は、資格証明書の交付申請について、次のとおり、ホームページにおいて①手続の内容、②手続時期・場所及び提出方法、③申請及び届出様式・添付書類及び④留意事項を示すとともに、資格取得届と資格証明書交付申請書を一緒に提出することにより、交付が早期になる旨を記載し周知を図っている。しかし、早期に交付を受けるための方法（図2）や資格取得届の届出後に資格証明書の交付を申請した場合に早期交付を求める方法（図4）が示されていない。

また、郵送の場合、早期交付を求めるメモ又は書面が同封されていれば、可能な限り応じるとする取扱いであるが、そのことが示されていない。

健康保険被保険者資格証明書交付申請書

【提出先】

事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センター）

【提出方法】

窓口持参、郵送

【留意事項】

1 略

2 資格取得届（被扶養者（異動）届を含む。）と資格証明書交付申請書を一緒に提出していただくと「健康保険被保険者資格証明書」の交付が早期に行えます。
（記載不備など、早急な決定ができない場合は除きます。）

【提出期限】

早急に医療機関で受診する予定がある場合等の理由で「健康保険被保険者資格証明書」の交付を希望されるときは、すみやかにこの申請書をご提出ください。

(注) 1 本表は、日本年金機構のホームページから作成した。

2 下線及び太字は当局による処理である。

5 行政苦情救済推進会議（第113回 平成31年3月4日開催）の意見

働き方改革への取組により、多種多彩な形態の働き方が生じ、それに伴って転職の機会なども増えてくると考えられる中、資格証明書をより簡便で早期交付を受けられるようにすべきである。今後、確定申告のようにWEB申請システムを構築すれば良いと考える。

現在、最も早く資格証明書を交付してもらうためには、年金事務所に対して、資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に持参し提出する必要があるとのことだが、都市部以外は年金事務所が少なく、このようなところに所在する事業所にとって窓口への持参は相当な負担である。

また、年金事務所は、郵送により資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に提出した場合でも、早期交付の求めがあれば対応するとしているのであれば、この取扱いを十分周知すべきである。

現在、日本年金機構は、年金事務所又は事務センターに対して、資格取得届と資格証明書交付申請書を一緒に提出すると早期交付となるとホームページに記載しているが、早期に交付を求める場合の方法^(注)を明示すべきだと考える。

また、資格取得届の届出後に急遽早期の療養の必要が生じた場合には、年金事務所に連絡することにより、早期交付の対応がとられるのであれば、まずは年金事務所に相談するよう周知すべきであると考え。

一方、広報の方法は、ホームページ以外にも、チラシの配布、年金事務所の窓口への掲出、事業者への説明会の開催などが考えられる。ホームページに限らず、合理的で効果的な広報の方法を検討すべきだと考える。

(注) 年金事務所に対して資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に持参し提出する方法、又は早期交付を求める旨のメモ等を同封して年金事務所に対して資格取得届と資格証明書の交付申請書を一緒に郵送により提出する方法

【近畿管区行政評価局 行政苦情救済推進会議】

行政相談事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的としたもの（昭和57年7月発足）

《 構 成 員 》（平成31年3月4日時点）

(座長)	藪野 恒明	弁護士、元大阪弁護士会会長
	黒川 芳朝	社会福祉法人 大阪水上隣保館理事長
	白井 文	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事
	白國 哲司	近畿行政相談委員連合協議会会長
	砂田 八壽子	NPO 法人 関西消費者連合会消費者相談室長
	平松 毅	元関西学院大学法学部教授
	藤原 幸則	一般財団法人 アジア太平洋研究所 主席研究員 兼 公益社団法人 関西経済連合会 参与
	山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

6 あっせん事項

資格証明書の交付申請について、当該交付に要する期間は、提出先や提出方法により差異が生じるため、申請者が資格証明書の交付申請に際して、療養の時期などを勘案し、提出先や提出方法を選択できるよう、例えば、チラシの配布、年金事務所の窓口への掲出、事業者への説明会などの方法により、次の事項を周知すること。

- ① 早期の療養が必要な場合、年金事務所に対し、資格取得届及び資格証明書交付申請書を一緒に提出（持参又は郵送）し、早期交付を求めることにより、早く交付を受けられること。

この場合、郵送については、早期交付を求める旨のメモや書面を同封することにより、持参の場合と同様に取り扱われること。

- ② 一方で、資格取得届の届出後に早期の療養の必要が生じた場合は、先ずは年金事務所に相談すること。